

2026年3月5日
有限責任 あずさ監査法人
会計・開示プラクティス部

企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対する コメント

当監査法人会計・開示プラクティス部は、2026年1月9日に公表された、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の公開草案（以下合わせて、「本公開草案」という。）並びに補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」（以下「補足文書（案）」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

- ・ 企業会計基準公開草案第94号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第94号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針案」という。）
- ・ 実務対応報告公開草案第73号（実務対応報告第42号の改正案）「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「実務対応報告第42号案」という。）
- ・ 移管指針公開草案第19号（移管指針第6号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第95号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（そのX）（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第96号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」

質問 1 (目的及び範囲に関する質問)

法人税等会計基準案の目的及び範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

目的については同意する。また、範囲については、以下の点を除き同意する。

「受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等は、利益に対して課されるものではないため課税対象利益を基礎とする税金に該当しない」(法人税等会計基準案第 27-4 項)とされているが、「利益」とは会計上の利益を指すことを明確に記載すべきと考える(親会社又は国内子会社が外国の法令に従い納付する税金について記載された法人税等会計基準案第 27-7 項も同じ)。

「課税対象利益を基礎とする税金」とは、「課税対象利益を基礎として、課税当局の定めに従って算定された税金及びその付加税をいう」とされている(法人税等会計基準案第 4 項 (2))。したがって、「課税対象利益を基礎とする税金」に該当するかどうかは、「課税対象利益」に対して課されるものかどうかにより判断することになると考えられる。この点、「課税対象利益」は、「課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるもの」(法人税等会計基準案第 4 項 (1))と定義されている。また、法人税等会計基準案第 40-22 項では、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社から受ける配当に係る外国源泉所得税の額に関して、「連結財務諸表の観点からは、当該外国源泉所得税の額は、連結財務諸表に計上された利益に由来するものと考えられるため、課税対象利益を基礎とする税金に該当する」とされている。

上記を踏まえると同項の「利益」は、「課税対象利益」ではなく、「会計上の利益(連結財務諸表若しくは個別財務諸表に計上された利益)」を指すものと考えられるため、その旨を明確に記載すべきと考える。

質問 2 (用語の定義に関する質問)

「課税対象利益」及び「課税対象利益を基礎とする税金」の定義に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下の点を除き、同意する。

外国子会社合算税制による税金は、「当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金」に含まれるのか、明確にすべきと考える。

外国子会社合算税制とは、日本親会社等による外国子会社等を利用した、租税回避行為へ対処するために、一定の条件に該当する外国子会社等の所得を日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度である(租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項等)。現状の外国子会社合算税制に係る実務では、個別財務諸表では税務申告書上、

親会社の申告書において外国子会社の所得が合算課税される事業年度に当期税金として費用計上し、連結財務諸表では外国子会社の利益が連結損益計算書に含まれた期に繰延税金負債を計上することが多いと思われるが、法人税等会計基準の改正に伴い、この取扱いが変更になる可能性があるかどうか、「課税対象利益」の定義からは不明確であるため、明確にすべきと考える。具体的には、「課税対象利益」は、「課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるもの」（法人税等会計基準案第4項(1)）と定義されているが、税金の発生原因となった利益が会計上計上された年度ではなく、税金が課された年度に計上するものであることを明確にすべきと考える。特に、2025年3月期以降、3月決算の日本親会社、12月決算の海外子会社に外国子会社合算課税が適用される場合、外国子会社の利益が親会社の連結財務諸表で計上される期と親会社の申告書で合算課税される期が異なることとなったため、明確化により実務上の混乱の軽減を図ることが望ましい。

質問3（会計処理に関する質問）

法人税等会計基準案における会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問4（課税対象利益を基礎とする税金の表示に関する質問）

課税対象利益を基礎とする税金の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問5（住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の表示に関する質問）

住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

特に住民税（均等割）の表示については、法人税等会計基準における現行の取扱いと異なることとなりますが、ご意見があればご記載ください。

以下の点を除き、同意する。

事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の表示区分として、どのような場合に営業外費用として計上することが適切であるか結論の背景に記載すべきと考える。

事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の表示として、原則として、販売費及び一般管理費、一部売上原価も可能とされていたところ、今回の改正により、営業外費用としての表示も追加され、住民税（均等割）も同じ表示方法が提案されている。適切な表示は従来の方法に限るものではないと考えられる（法人税等会計基

準案第 40-7 項) とのことだが、住民税 (均等割)、事業税 (付加価値割) 及び事業税 (資本割) の適切な表示区分を検討するため、どのような場合に営業外費用として表示することが適切であるか、説明が必要と考える。

質問 6 (受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する質問)

受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 7 (税効果会計の対象となる税金及び法定実効税率の定義の見直し等に関する質問)

税効果会計の対象となる税金及び法定実効税率の定義の見直し、並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の定め文言の見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、税効果適用指針案の設例に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 8 (実務対応報告第 42 号案における記述の見直し等に関する質問)

実務対応報告第 42 号案における記述の見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、実務対応報告第 42 号案の設例に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 9 (キャッシュ・フロー計算書における住民税 (均等割) の取扱いの見直しに関する質問)

キャッシュ・フロー計算書における住民税 (均等割) の取扱いの見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 10 (適用時期及び経過措置に関する質問)

本公開草案の適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

特に住民税 (均等割) に関して、適用初年度の比較情報について新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないとする経過措置について、ご意見があればご記

載ください。

以下の点を除き、同意する。

法人税等会計基準案第 48 項（下線はコメント提出者が追加）

「～ただし、住民税（均等割）については、企業会計基準第 24 号第 35 項の重要性に照らした検討を行えば多くの場合に適用初年度の比較情報の組替えを行わないとの結論に至るものと想定されることから、企業会計基準第 24 号第 14 項～」の下線部分を「～想定される。これらを踏まえて検討した結果、企業会計基準～」へ変更してはどうか。

法人税等会計基準案第 20-8 項では、「～適用初年度の比較情報について、住民税（均等割）に関して新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。」と記載されているが、法人税等会計基準案第 48 項の現状の記載と併せて読むと、経過措置の適用が住民税（均等割）に重要性がない場合に限定される趣旨とも読めるため、重要性がない場合に限定されないことを明確にすべきと考える。

質問 11（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

該当事項なし。

質問 12（補足文書（案）に関する質問）

補足文書（案）に関して、ご意見があればご記載ください。

該当事項なし。

以 上